

平成24年4月15日

県内ミニバスケットボール
チーム関係者のみなさんへ

石川県ミニバスケットボール連盟

加盟・登録に関するルールについて

ミニバスケットボールの本来の精神である「友情・ほほえみ・フェアプレイ」にのっとり、多くの子どもたちがバスケットボールの楽しさを味わうことができるよう、チーム加盟や選手の登録につきましては、次のことに留意していただきたく思います。他県では、勝利至上主義によるチーム強化策としての、安易なチームの合併（連合）や選手の移籍等も見受けられるようですが、何とぞ趣旨をご理解のうえ、ミニバスケットボールの普及、発展のために、今後ともご尽力くださいますようお願いいたします。

◎チーム加盟について

- (1) 1小学校区1チームがもっとも望ましいが、やむをえず1小学校区でチーム（10人以上）が組織できない場合は、最大4小学校区までの合併は認められる（合併して5小学校区以上になった場合も登録はできるが、その年度の全国大会の予選にあたる大会には出場できない）。合併は、それらの校区が近隣であることを原則とし、それぞれに10人以上いるチームどうしの合併は行わない（前の年度の5年生以下の登録数が両チームとも10人を超えている場合は原則認められない）。
- ※ 「近隣」とは、文字通り「近いとなりの」という意味であり、校区が接していることを原則とする。接していない場合でも、その間の小学校区にチームがないのであれば認めるが、双方が接していない上に、その間に別のチームがある場合は、合併の対象とはならない。また、市や町を越えてのチームどうしの合併はできない。
 - ※ 「チームが組織できない場合」とは、前年度のうちに見込みで決めるのではなく、新年度に入って、募集しても子どもが10人に満たなかった場合をいう。

◎選手の新規登録や移籍について

- (1) 居住する（もしくは通学している）小学校区に既にチームがある場合、原則として児童はそのチームに新規登録する。小学校区にチームがない場合は、近隣のチームに新規登録する。ただし、チームが既に4小学校区に達しているなど、最も近いチームの受け入れが困難な事情がある場合は、次に近いチームに所属してもよい。チームが複数存在する市や町では、各チームの募集区域の境界線を明確にしておき、新規登録を希望する場合に適正なチームを紹介し合う。指導者や保護者どうしの暗黙の了解や勝手な判断で事態を進めず、不明な場合は必ず市や町（郡）の代表者を通じ、事前に県連盟に相談する。なお、特別な状況として、居住する市や町にチームが1つもない場合に限り、市や町の区分を越えて、最も近隣のチームへの新規登録を認めるものとする。ただし、市や町によっては、他市町の児童の活動を制限している場合もあるので、確認すること。
- (2) 特別な事情がない限り、チーム間の選手の移籍は認めない。「特別な事情」とは、基本的には転居を伴う転校をさし、それ以外の理由については、選手個々の事情によって異なるので、指導者や保護者どうしの暗黙の了解や勝手な判断で事態を進めず、必ず市や町（郡）の代表者を通じ、事前に県連盟に相談する。

※チームの加盟や選手の登録に不明な点が見つかった場合、県連盟が関係者に事情を確認することがあります。万一、不正があった場合は、県連盟主催大会への参加を認めない、指導者のエントリーを認めない（特に悪質な場合）など、厳しい処置をとることもあります。